

建築物石綿含有建材調査者（一般）

1. 令和3年度 修了考查問題

- ①本問題は「初版 令和2年12月25日発行テキスト」に準拠する。
- ②石綿作業主任者取得資格で受講された方は、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」5問は免除する。

2. 合否判定基準

- ①修了考查の採点は、受講者が受講した科目の配点の合計をもって満点とする。
- ②合格は、受験した各科目の得点が各科目の配点の40%以上あって、かつ、受験した科目の得点の合計が、受験した科目の配点の合計点の60%以上である場合とする。
- ③不合格者は、前項の合格基準を満たさなかった者及び不正行為を行った者とする。

建設業労働災害防止協会広島県支部

建築物石綿含有建材調査者修了考査問題（一般調査者）

受講番号	第	号	氏名	
------	---	---	----	--

建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	10
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	10
石綿含有建材の建築図面調査	35
現地調査の実際と留意点	35
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	10
合 計	100

【注意事項】

1. 試験問題及び解答表には、受講番号と氏名を必ず記入してください。
2. 解答は、別紙解答表に該当数字をご記入下さい。
3. 文字の不明、その他質問のときは、だまって手を上げて係員のくるのを待って聞いてください。
4. 試験問題と解答表は、必ず返戻してください。
5. 不正行為を行った方は、即時退場していただきます。

建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

問 1 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 2006（平成 18）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を 0.1 重量パーセントを超えて含有する製品の使用等が全面禁止となった。
- ② 書面調査、現地調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することが出来る。
- ③ 国内では、1960（昭和 35）年から、吹付け石綿が販売されていた。
- ④ 2004（平成 16）年には、石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。

問 2 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」、「維持管理のための建築物調査」の 3 種類がある。
- ② 石綿は国内でもわずかに産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、南アフリカ、ロシアなど海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。
- ③ 現在では、製造禁止前から使用されている全ての石綿含有製品の継続使用は、禁止されている。
- ④ 1995（平成 7）年、石綿を 1 重量パーセントを超えて含有する吹付け作業が原則禁止と強化され、労働安全衛生法施行令の改正で、青石綿（クロシドライト）・茶石綿（アモサイト）の製造などの禁止が行われた。

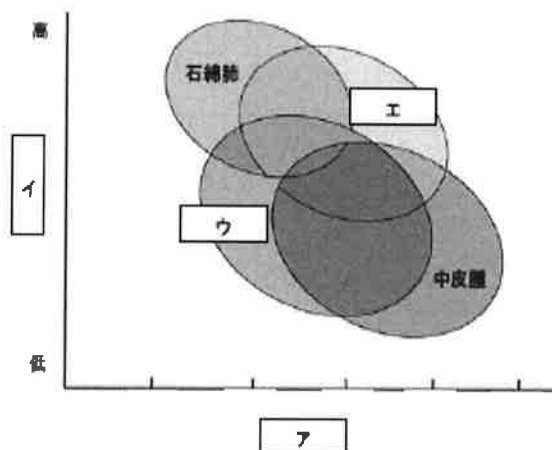
問3「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の一部の総称である。
- ② アモサイトとクロシドライトは、吹付け石綿としても使われたが、クロシドライトは石綿セメント管にもかなり使用している。
- ③ 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材は、保温材、耐火被覆材、断熱材として使用されたものである。
- ④ レベル1の石綿は、飛散性が低い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれない。

問4「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「①鼻腔」→「②咽頭」→「③気管」→「④気管支」→「⑤肺胞」→「⑥細気管支」である。
- ② 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水などがあるが、びまん性胸膜肥厚はこれに該当しない。
- ③ 石綿ばく露と喫煙が重なると、肺がん発症リスクは相乗的に高くなることが知られている。
- ④ 中皮腫は、他の疾患に比べて石綿ばく露との因果関係が非常に強く、潜伏期間は短い。

問5 下図は、石綿ばく露と石綿関連疾患の発症に関するものである。選択肢①、②、③、④は、図中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。単語の組合せとして正しいものを選びなさい。



- | | | | | |
|---|------------|-----------|-----------|-----------|
| ① | ア) 石綿ばく露年数 | イ) 石綿濃度 | ウ) 胸膜プラーク | エ) 肺がん |
| ② | ア) 潜伏期間(年) | イ) 石綿濃度 | ウ) 肺がん | エ) 胸膜プラーク |
| ③ | ア) 潜伏期間(年) | イ) 石綿ばく露量 | ウ) 胸膜プラーク | エ) 肺がん |
| ④ | ア) 石綿ばく露年数 | イ) 石綿ばく露量 | ウ) 肺がん | エ) 胸膜プラーク |

問 1 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち不適切なものを選びなさい。

- ① 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）では、建築物等の分別解体等のための調査が義務づけられており、また、自治体の条例でも調査義務が課せられている場合もある。
- ② 平成 18（2006）年 9 月 1 日以降に新築の為工事着手した建築物を解体、改修等の建設工事に該当する場合でも、特定建築材料の有無の目視調査は必要である。
- ③ 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。
- ④ 優先的な調査対象建物は、吹付け石綿などに対する規制などの経緯や、飛散した場合の健康被害への影響の大きさなどに着目して、建築時期の古い建築物、未成年者が長く滞在する建築物、災害時の緊急利用が求められる建築物である。

問 2 下表は、石綿の有無の判定結果が及ぼす影響を整理したものである。選択肢①、②、③、④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。単語の組合せとして正しいものを選びなさい。

石綿有無の実態 調査時の判定	ア	イ
石綿ありと判定	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事	×見落としのある調査結果 ・ <u>ウ</u> ・無駄な財政的な負担 ・建物資産の過小評価 ・社会的風評被害
石綿なしと判定	×見落としのある調査結果 ・ <u>エ</u> ・改修解体工事の飛散事故 ・後日発覚時の追加財政負担 ・社会的信用の失墜 ・建築物周辺への継続的環境影響	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事

- ① ア) 石綿なし イ) 石綿あり ウ) 必要な対策 エ) 継続的な健康障害
- ② ア) 石綿あり イ) 石綿なし ウ) 不要な対策 エ) 継続的な健康障害
- ③ ア) 石綿あり イ) 石綿なし ウ) 必要な対策 エ) 継続的な健康障害
- ④ ア) 石綿なし イ) 石綿あり ウ) 不要な対策 エ) 継続的な健康障害

問3 「リスク・コミュニケーション」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。
- ② リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることは重要ではない。
- ③ リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法には、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析があるが、関係者との議論は含まれない。
- ④ 日本国内において、石綿の飛散防止に関して周辺住民等とのリスク・コミュニケーションが図られ、工事が円滑に進むことを期待し、環境省から「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションガイドライン」が2017（平成29）年に公表されている。

問4 「石綿含有建材調査者」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、解体・改修工事時や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されているすべての建材を調査し、石綿の使用の有無を判定する必要がある。
- ② 石綿含有建材調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行っては絶対にならない。
- ③ 石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や占有者など個人的、経営的情報に触れることになるが、状況によっては調査活動を通じて得た情報を他者に提供してもよい。
- ④ 石綿含有建材調査者には、石綿含有建材の維持管理方法に関する知識を有することが要求される。

問5 「事前調査の具体的手順の例」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無し^①の証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿含有」とみなすことが基本となる。
- ② 書面調査において、図面等が断片的であったり、無い場合には、書面調査を省略してもよい。
- ③ 現地調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、書面調査結果を優先する。
- ④ 現地調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、報告書にその旨を記載する必要はない。

石綿含有建材の建築図面調査

問1 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 解体・改修時の事前調査では、建築一般の知識を頭に入れておくことは見落としを防いだり、建材の代表性を誤って判断することを防止することにつながるため、非常に重要である。
- ② 建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
- ③ 建築基準法において、劇場、映画館または演芸場の用途に供するもので、主階が1階にないものは耐火建築物としなければならない。
- ④ 建築基準法において「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、道路境界線より1階にあつては3m以内、2階以上にあつては5m以内の距離にある建物の部分をいう。

問2 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「床」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- ② 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「30分間」である。
- ③ 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「2時間」である。
- ④ 建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「1時間」である。

問3 「建築一般」及び「建築設備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 防火区画の留意事項として、カーテンウォールと床スラブなどとの取り合い部分（取り付け部）の間のすき間は耐火性能のある不燃材で塞ぐのが一般的である。
- ② S造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根などへの耐火被覆の調査が必要となる。
- ③ 建築基準法上では、建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。
- ④ 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれない。

問4 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがある。厳密にはレベル1に該当せず、飛散性も無い。
- ② 書面調査の前に改修履歴や設備更新履歴を把握することも必要なので、建築物所有者・管理者から事前に情報を得ることも重要である。
- ③ 石綿含有吹付けパーライトは、耐火構造認定（旧：指定）を取得した経緯がないので、耐火被覆が必要とされる部位には使用されていない。
- ④ 石綿含有吹付けロックウール（湿式）は比重が大きく硬いので、吸音（遮音ではない）を目的とした吹付け石綿には使用されていないと推測できる。

問5「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 石綿を含有している断熱材には、煙突用石綿断熱材と屋根用折板石綿断熱材があり、煙突用石綿断熱材は、円筒型のみである。
- ② レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
- ③ レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも圧倒的に多いことである。
- ④ 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期又はそれぞれの材料の製造時期のいずれか一方を把握することが大切である。

問6「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有スレートボードには、フレキシブル板、平板、軟質板及び軟質フレキシブル板の4種類があるが、外観だけでは判別が非常に難しい。このため、調査においてはスレートボードとしてまとめてよい。
- ② 石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので主として内装材として使われるが、外装材として軒天井に使用された例もある。
- ③ 石綿含有スラグせっこう板の大半の製品が、「準不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。
- ④ 石綿含有パルプセメント板は、大半の製品が「準不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。

問7「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有スレート波板には、工場塗装した化粧波形スレートがあり、また現場での塗装仕上げも行われている。
- ② 石綿含有ルーフィングは、目視で、石綿が含有されているか否かの識別が可能である。
- ③ 石綿セメント円筒の耐火二層管は、排水管、換気管、配電管などに使用されている。
- ④ 石綿セメント円筒は、共同住宅の浴室用給湯器の排気管としても使用された。

問8「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、現地調査の計画を立てるために行う。
- ② 書面調査は、現地調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略すべきでない。
- ③ 書面調査の結果をもって調査を終了せず、石綿等の使用状況を網羅的に把握するため、現地調査を行う必要がある【2006（平成18）年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く】。
- ④ 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。

問9「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 設計図書には多様な図面があり、大別すると、建築図、構造図、設備図（電気設備、給排水衛生設備、空調設備、昇降機設備、特殊設備）等がある。
- ② 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「施工計画書」などがある。
- ③ 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアしていないが、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
- ④ 図面上の情報は、改修作業等の度に更新されるため、現在までの利用過程における改修作業等が反映されている。

問10「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合でも、建築物売買の際に建築図面が必要となるため、建築図面が紛失されているケースはほとんどない。
- ② 内部仕上表には、間仕切壁や天井裏、ペリメータカウンター内や外壁等の裏打ちなどの直接見ることのできない部分の建材も記載されている。
- ③ 矩計図や矩計詳細図には、断面詳細が記載されており、建築物の納まりや寸法などの他、天井の裏側や梁と外壁との関係なども読み取ることが可能である。
- ④ 配管電線類などが床貫通や区画貫通する場合、BCJ評定の工法が採用されていることがあるが、この工法であれば材料の中に石綿が含まれることはない。

問11「石綿含有建材情報の入手方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」かが判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- ② 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、公表されて以降、無断改変による混乱を避けるため更新されていない。
- ③ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。
- ④ 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的に原料として工場で混入していたという情報である。ただし、意図的に添加していなくても、非意図的に法令基準の0.1%超で混入している可能性があるため注意が必要である。

問12「書面調査結果の整理」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 現地調査では、書面調査結果をもとに実際の現場で使用されている建材を確認し、分析が必要な試料の採取を行うこととなるため、書面調査結果は見やすく整理し、現地調査に持参する。
- ② 網羅的調査（現地調査の準備）とは、解体や改修を行う部位の「一部の建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。
- ③ 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、調査者が現地調査や報告書の作成に利用しやすい様式を用いればよい。
- ④ 建築図面が全くない場合は、現地調査に記録用紙を持参し、各階を目視の上、各階の概略平面図を作成する。

現地調査の実際と留意点

問1「現地調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があり、再調査は正確性や依頼者からの信頼を失うもととなる。
- ② 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。
- ③ 石綿含有建材調査者は、事前調査をするにあたり、所有者からの情報は曖昧なものが多く時間が無駄になるので、打ち合わせを行う必要はなく、書面等からの情報だけで計画を立てることを心掛ける必要がある。
- ④ 大気汚染防止法においては、調査結果を発注者へ書面で報告する必要はない。

問2「事前準備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク（RS2 又は RL2）と同等以上の性能を有するものとする。
- ② 調査対象の現場が高所の時には、脚立などの足場を用いる。また、建材等を取り外す時には、バール、ハンマー、ベビーサンダーなどが必要となる。
- ③ 調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要であり、現地状況を予測して必要な用品を準備する。
- ④ 調査時の服装のポイントは、「調査作業中であることを第三者に伝えること」、「石綿粉じんからのばく露防止対策」の2点である。

問3「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 採取した試料の採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのが効率的な調査方法である。
- ② 現地調査では、石綿含有建材はほとんどが建築物の内部に使用されていることから、内部の各部屋から調査を始め、建物の外観は書面調査を行えば特に現地での確認の必要はない。
- ③ 現地調査に臨む基本姿勢として、同一パターンの部屋が続いたり、上下階の往復を何回か繰り返さず必要がある場合でも、同一だからと調査対象の部屋を割愛したりしてはいけない。
- ④ 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認する必要はない。

問4「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 機械室などの現状の仕上げ材が比較的新しく見えた場合は、間違いなく改修工事があったことの証なので、あえて関係者等へのヒアリングで確かめる必要はない。
- ② 石綿含有建材の使用の有無については、改修工事が行われた場合でも、設計図書等に必ず明記されている。
- ③ 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者に対しては、事前調査は除去等の作業とは異なり、安全衛生上のリスクがないので、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則などの規制対象外である。
- ④ レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所への使用もあるが、むしろ、そうした法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）で使用されたものが多く見られ

る。

問5「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 試料採取時は屋内を閉め切り、換気扇は停止する。
- ② 安全措置が確保できていないような箇所では、無理をしないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。
- ③ 適切な防護服又は専用の作業衣を使用し、採取後には HEPA フィルタ付き真空掃除機などで十分に付着した粉じんを除去した後、採取場所を離れる。
- ④ 石綿使用禁止以前に着工した建築物のレベル1の吹付け材は、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないという判定を行わないこと。

問6「写真の建材の裏面から得られる情報①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。



- ① 「無石綿」と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。
- ② 「アスノン」という製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ③ 「国土交通大臣認定不燃材料NM-8314」は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ④ 「アスノン」という製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。

問7「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「不均一」になっている可能性が極めて高い。
- ② 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地の中間地点までの試料の採取を前提に行う。
- ③ 天井ボードなどで囲われている様なケースにおいて、グラスウールなどの下に石綿含有建材が吹き付けられていたことがある。
- ④ 保温材には、成形保温材と不定形保温材があり、建築物の小型ボイラ等の配管に使用される保温材は「不定形の保温材」がほとんどである。

問8「試料採取」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の2箇所から1箇所当たり100平方センチメートル程度を目安に試料を採取する。
- ② 複層仕上塗材は表面に凹凸模様のテクスチャー（質感）が付与されていることが多い。これらの凹凸部分を形成している主材は、場所によって組成にバラつきがある。
- ③ 設計図書の特記仕様書では仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、実際に使用されている「製品名」を特定することは難しいので、分析により判定する。
- ④ 解体を目的とした場合には建築用仕上塗材の「下地調整塗材」が調査対象となり、「仕上塗材」は調査対象外となる。

問9「現地調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 現地での調査写真撮影は、その写真を編集し、報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとなることが望ましい。
- ② 石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化が見られない）」という2局化した分類のみではなく、その中間に該当する抽象的な表現だが「やや劣化」という分類が必要となってくる。
- ③ 劣化状況の判定において、ボイラー室の壁に吹付け石綿があり、この一部の壁にスコップの痕がついてへこんでいるが、他の壁や天井については脱落や垂れ下がりが無い状態の場合は、「やや劣化（一部損傷状態）」と判定することが望ましい。
- ④ 撮影に際しては、対象物の近接撮影（アップ）は行うが、広角撮影は行わなくてよい。

問10「現地調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 調査する部屋に天井にボードがある場合は、囲い込み工事済みと考え、飛散の可能性はない、若しくは低いと安易に判断してはならない。
- ② 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと較べて非常に多い。
- ③ 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無と使用箇所を明確にする」ことが求められている。
- ④ 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す」ことが求められている。

問11「建材の石綿分析」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定性分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定量分析方法」がある。
- ② 石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。
- ③ アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法1は、「電子顕微鏡」と「偏光顕微鏡」により定性分析する方法である。
- ④ アスベスト分析マニュアルでは、定量分析方法1（X線回折分析法）は、X線回折分析法と位相差分散顕微鏡法を併用した方法で、判定基準に基づいて石綿含有の有無を判断する方法である。

問 1 2 「建材の石綿分析」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 定量分析方法 2 は、位相差・分散顕微鏡を用いた定量分析方法である。
- ② 定性分析の方法は、「定性分析法 1」及び「定性分析法 2」の 2 種類のみである。
- ③ 定性分析方法 1 においては、実体顕微鏡観察で繊維が検出されなかった場合や、調べた繊維がいずれもアスベストでなかった場合は、無作為に試料の一部を分取して 2 枚以上の標本を作製し、偏光顕微鏡で不検出確定の手順に従って分析しないと 0.1%を超えてアスベストは含有しないとの判断は下せない。
- ④ 定性分析方法 1 及び定性分析方法 2 は、“アスベストの含有の有無の判定基準”は同じである。

問 1 3 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 現地調査個票は、調査した「建物等の階数毎に」作成することが望ましい。
- ② 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領後は、分析機関から送られてきた結果には間違いはないため、特にチェックを行う必要はない。
- ③ 石綿含有建材調査者は、建築物所有者から調査結果の説明を求められた場合には、「1.石綿含有の有無」、「2.含有していた場合のリスク」、「3.今後の維持管理の方法(対策を含む)」の 3 点を簡潔に説明する必要がある。
- ④ 分析結果のチェックにおいて、分析機関側での試料取り違えの可能性は「ない」ため、石綿含有建材調査者が確認する必要はない。

建築物石綿含有建材調査報告書の作成

問1 「現地調査総括票の記入」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す。
- ② 建築物の概要欄の検査済証交付日・番号は、可能な限り年月日まで記入する。
- ③ 所有者情報提供依頼概要の記入に当たっては、過去の調査時期によっては、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、その場合は、所有者の負担を踏まえ最小限の記載にとどめる。
- ④ 所有者情報提供概要欄における調査報告書の有無は、過去に実施した調査報告書が存在する場合、その報告書を全ページともコピーし、今回の調査報告書に添付する。

問2 「現地調査総括票の記入」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築物の概要欄の確認済証交付日・番号は、可能な限り年月日まで記入する。
- ② 所有者情報提供依頼概要欄における調査者記入欄は、調査者が事前に実施した所有者へのヒアリング内容や実際に調査した上でのコメントを記載する。
- ③ 所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合は、「竣工図・仕上表・矩計図」以外の図面の場合は、記入する必要はない。
- ④ 今回調査箇所欄における外部は、外階段や外壁等の建築物の外部について記載する。外部欄には調査を行った場所を記載する。

問3 「現地調査個票の記入」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称でもよい。
- ② 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。
- ③ 外観の記入において、建築物正面側の化粧仕上げでは、外壁の構造の種別に違いはないため、注視する必要はない。
- ④ 部屋ごとの記入における劣化度の判定は石綿含有建材調査者の技術として重要であるが、必須の記入項目ではないので、判別できないときは空欄とし、安易な判断をしないよう努めなければならない。

問4 「調査報告書の作成」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 試料を分析機関に送付したら、現地調査個票を作成するが、少しの記憶が残っていれば、調査日から日数が経過してから作成してもよい。
- ② 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
- ③ 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書の結果が、調査者の目視推定と乖離していたり、あり得ない結果であった場合でも、分析機関の判定を採用することが重要である。
- ④ 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿を含有しない建材については、報告する必要はない。

問5「所有者等への報告」又は「地方公共団体への報告」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、現地調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、現地調査総括票、現地調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。
- ② 建築物の所有者は、地方公共団体に対して調査結果を報告し、報告を受けた地方公共団体は、あらかじめ整備した石綿台帳に調査結果を入力することとなる。
- ③ 建築物所有者によっては、石綿含有製品の基準の変更等により、複数回の調査を余儀なくされたことが負担になっているとの指摘があることも、石綿含有建材調査者は理解しておく。
- ④ 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。